時・平成１７年１０月２０日

於・農林水産省　第２特別会議室

食料・農業・農村政策審議会

第１３回総合食料分科会議事録

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会第１３回総合食料分科会速記録

時・平成１７年１０月２０日

於・農林水産省　第２特別会議室

農林水産省

目　　次

ページ

１．開　　会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

１．総合食料局長あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

１．「中央卸売市場整備計画の変更（案）」及び

　　「中央卸売市場開設区域の指定解除（案）」について・・・・・・・・・・・・・・・４

１．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

１．閉　　会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

開　　会

○今井流通課長　定刻となりましたので、食料・農業・農村政策審議会の第 13 回総合食料分科会を開催したいと思います。

私は、本分科会の司会を担当させていただきます流通課長の今井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、「中央卸売市場整備計画の変更（案）」及び「中央卸売市場開設区域の指定解除（案）」につきまして御審議いただきたいと思います。

委員の皆様の出席状況でございますけれども、秋谷委員、加倉井委員及び八木委員の３名の方が御欠席でございまして、14 名の委員の方が御出席いただけるということになっておりますので、審議会令の第９条の規定により、本分科会は成立しております。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと存じます。

資料をごらんいただければと思います。議事次第と委員名簿がございますかと思いますが、その後ろに資料１からずっとございます。資料１が、中央卸売市場整備計画の変更についての諮問文と変更案。資料２が、中央卸売市場開設区域の指定解除についての諮問文と指定解除の１枚紙でございます。資料３が、「中央卸売市場の再編措置の決定について」という色刷りの１枚紙でございます。資料４が、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について」。資料５が、「食」と「農」の連携強化検討会に関する資料でございまして、３種類ございます。１つが、５－１ということで連携強化検討会についてという紙。５－２が、その検討会の今後の進め方について、たたき台という上原座長のお名前の紙。５－３が、その検討会におけるこれまでの主な意見等という資料でございます。資料６が、18 年度の農林水産省の総合食料局の予算要求にかかわる資料でございまして、６－１が色刷りの１枚紙、フードシステムの改革の関係の１枚紙でございます。６－２が、18 年度の総合食料局関係予算概算要求の重点事項の資料でございます。参考といたしまして、食料・農業・農村基本計画の関係部分の抜粋、それから第８次の卸売市場整備基本方針の関係部分の抜粋をつけさせていただいております。その後ろの方に、審議会関係資料とか卸売市場法の改正の法律案関係資料等の資料をお配りしているところでございます。何か足りないもの等ございましたらば、事務方に御指示いただければと思います。

以後の議事進行につきましては、上原分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

総合食料局長あいさつ

○上原分科会長　それでは、まず、総合食料局長から一言ごあいさつをお願いします。

○村上総合食料局長　総合食料局長の村上でございます。総合食料分科会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中に御参集いただきまして、心から御礼申し上げます。

最近の食品産業に関する我々の政策の動きでございますけれども、一つは、流通業務の総合効率化促進法というのが先般の通常国会で成立をいたしまして、10 月に政省令をそれぞれ施行したところでございます。これにつきましては、経済産業省、国土交通省、農林水産省３省の共同提案になっているわけでございますけれども、物流の効率化を図って環境や資源の効率化を図っていくという趣旨でございまして、これを関係業界の有効活用に

当てていきたいというふうに期待しているところでございます。

それから、18年度の概算要求をまとめたところでございます。この中で、農産物の生産から流通にわたりますフードシステムの改革、コスト削減ということで、これは生産段階、流通段階まで含めたものでございますけれども、パッケージとして要求をしているところでございます。その中で、流通関係では卸売市場の電子商取引の活用、ダイレクト物流システムの構築ということ、それから、いわゆるモーダルシフトと言っておりますけれども、トラックから鉄道などを利用するシステム、それから、クールコンテナなどを効率的に活用した、低コストで環境に配慮した効率的な物流システムはどういうものであるかというようなことを探求することも目的といたしました予算を要求しているところでございます。

それから、基本計画の中でも挙げられておりますけれども、今後の農業と食品産業の連携を強化して、その展望を明らかにしていくということで、６月から「食」と「農」の連携強化検討会というのを開催させていただいております。活発な御議論をいただいているところでございまして、今後、具体的な政策につながるように、さらに検討を重ねていきたいというふうに思っているところでございます。

本日の分科会におきましては、中央卸売市場整備計画の変更、中央卸売市場開設区域の指定解除について御審議をいただくということでございます。昨年の６月に卸売市場法が改正されまして、10月に整備基本方針を策定したわけでございます。それを踏まえまして、３月に新たな整備計画をこの審議会で御審議いただいて策定したところでございます。

今回の整備計画の変更でございますけれども、再編措置への取り組みを推進するということが必要であるというふうにされておりました中央卸売市場につきまして、その取り組みが具体化したということでこれが上がってきたということでございます。また、それに伴いまして、開設区域につきまして指定を解除する必要が出てきたということでございまして、これらにつきまして御審議をいただきたいというふうに思っております。

これらに限りませず、また食品行政全体につきましてもいろいろ忌憚のない御意見を賜りますようによろしくお願いいたしまして、私の冒頭のごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

本日は、おおむね５時をめどに審議を終了したいと思っております。別に５時まで延ばさなくても、５時より前に終わればというふうにと思っておりますので、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

「中央卸売市場整備計画の変更（案）」及び
「中央卸売市場開設区域の指定解除（案）」について

○上原分科会長　それでは、議事次第の３を見ていただきたいと思いますが、中央卸売市場整備計画の変更（案）及び開設区域の指定解除（案）というのがございますが、それにつきまして農林水産大臣から諮問されておりますので、まず、事務局から諮問文を朗読していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○山下卸売市場室長　それでは、諮問案件２件を朗読させていただきます。資料１と資料２でございます。

まず、資料１でございます。

---

17 総 合 第 1251 号
平成 17 年 10 月 20 日

食料・農業・農村政策審議会
会長　八木　宏典　殿

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　尾辻　秀久

中央卸売市場整備計画の変更について（諮問）

標記について、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第５条第１項の規定に基づく中央卸売市場整備計画について別紙のとおり変更したいので、同条第５項において準用する同条第３項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

別紙といたしまして案が添付されておりますが、その内容につきましては後ほど御説明させていただきます。

次に、資料２でございます。

---

17 総 合 第 1250 号

平成 17 年 10 月 20 日

食料・農業・農村政策審議会

会長　八木　宏典　殿

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　尾辻　秀久

中央卸売市場開設区域の指定解除について（諮問）

標記について、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第７条第１項の規定に基づき、別紙のとおり中央卸売市場開設区域の指定を解除したいので、同条第２項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

これにつきましても、別紙といたしまして案が添付されておりますが、この内容につきましても後ほど御説明させていただきます。

なお、本日の諮問及び答申の手続につきましては、食料・農業・農村政策審議会議事規則第９条第１項の規定によりまして、総合食料分科会の議決は食料・農業・農村政策審議会の議決とみなすとされております。

以上でございます。

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

ただいまの諮問内容につきまして、まず、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○山下卸売市場室長　それでは、お手元の資料１の別紙や資料３を用いて、また、あわせて適宜参考１や参考２をごらんいただきながら、今回の中央卸売市場整備計画の変更について御説明させていただきたいと思います。

まず、お手元の資料３の「中央卸売市場の再編措置の決定について～中央卸売市場整備計画の変更～」というカラーの１枚紙の資料をごらんいただきたいと思います。御案内のように卸売市場法におきましては、農林水産大臣は卸売市場整備基本方針に即して中央卸売市場整備計画を策定し、これに基づいて中央卸売市場の整備を推進することとされてお

りまして、具体的には、中央卸売市場整備計画に即して国庫補助が行われるということとなります。

お手元の資料３の標題のすぐ下の黄色い四角をご覧いただきたいと思います。近年の卸売市場流通をめぐる状況につきましては、産地の大型化や量販店の拡大、冷蔵技術や道路網の発達による生鮮食料品等の流通の広域化などによりまして、地方の中央卸売市場を中心に集荷力が低下しており、流通の広域化などに即した卸売市場の適正な配置のあり方が重要となってきているところでございます。

このため、その矢印の下の大きな四角にございますように、卸売市場法の改正が昨年６月に行われまして、基本方針を卸売市場の再編に配慮して定めることとされ、その改正された卸売市場法に基づきまして、昨年９月の第９回総合食料分科会において第８次卸売市場整備基本方針（案）について御審議いただき、御了承いただいて、昨年 10 月に第８次基本方針を策定して公表しております。その第８次基本方針の中で、中央卸売市場の再編基準を定めておるところでございます。

更に、今年の３月の第 10 回総合食料分科会におきまして、第８次中央卸売市場整備計画（案）について御審議いただき、御了承いただきまして、第８次基本方針に即して第８次中央卸売市場整備計画を策定しております。その第８次整備計画におきまして、資料３の左下の「現行」と書いた四角の中に記載しておりますように、大分市中央卸売市場が平成 18 年４月に地方卸売市場への転換を図ること、藤沢市中央卸売市場が平成 19 年４月に地方卸売市場への転換を図ること、福岡市中央卸売市場東部市場が平成 26 年度末までに福岡市中央卸売市場青果市場と統合し、廃止することについて記載しておるところでございます。

今回の整備計画の変更は、「変更後」の四角の中に記述しておりますように、先般、釧路市中央卸売市場において、平成 18 年４月に地方卸売市場へ転換を図ることを決定されましたこと、また、三重県中央卸売市場の水産物部について、平成 19 年４月に地方卸売市場へ転換を図ることを決定されましたことから、それらを中央卸売市場整備計画に追加するというものでございます。

それでは、次に、資料１の諮問の別紙としてつけております「中央卸売市場整備計画の変更案」という資料、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。この資料の現行の欄をご覧いただきますと、現行の第８次整備計画の別添１には、「運営の広域化、地方卸売市場への転換、その他の再編措置への取り組みを推進することが必要と認められる中央卸売

市場及びその取り組む再編措置の内容」を整理しております。その表のうち、「卸売市場整備基本方針第２の１の（２）に規定する再編基準に該当する中央卸売市場」につきましては、藤沢市中央卸売市場において平成 19 年４月に地方卸売市場への転換を図ること、福岡市中央卸売市場東部市場において、平成 26 年度末までに福岡市中央卸売市場青果市場と統合し、廃止することを記載し、三重県中央卸売市場などにつきましても、再編措置の内容を「検討中」とし、「遅くとも平成 18 年度末までに具体的な取組内容及び実施時期を決定するものとする」とされているところでございます。

これにつきまして、その資料の左側の変更案の方をご覧いただきますとおわかりいただけますように、今回新たに釧路市中央卸売市場において、平成 18 年４月に地方卸売市場への転換を図ること、また、その２つ下の三重県中央卸売市場において、再編対象となっております水産物部について、平成 19 年４月までに地方卸売市場へ転換を図ることが決定されましたことから、その旨、整備計画に記載するというものでございます。

ここで、お手元の参考２という資料をごらんいただければと思います。この参考２は、第８次基本方針の中の中央卸売市場の再編基準に該当する部分を抜粋したものでございます。卸売市場の再編に関しましては、昨年６月の卸売市場法改正により卸売市場整備基本方針において、卸売市場の適正な配置の目標を定めるに当たっては、卸売市場の再編に配慮して定めるとされたことを受けまして、基本方針の第２の１の（２）において４つの指標を設定し、そのうち３つ以上の指標に該当するものは、中央卸売市場の再編に取り組んでいただくということとしております。

その指標の１つ目は、①にございますように、当該中央卸売市場における取扱数量が開設区域内における需要量未満であることでございます。２つ目は、②にございますように、当該中央卸売市場における取扱数量が一定規模未満であること。具体的には、青果物にあっては６万 5,000 トン未満、水産物にあっては３万 5,000 トン未満、花きにあっては 6,000 万本相当未満であることとしておるところでございます。

３つ目は、その資料の２ページ目に当たりますところの③にございますように、当該中央卸売市場における取扱数量が直近で３年連続減少し、かつ、過去３年間で著しく減少したこと。具体的には、３年前を基準年とする取扱数量の減少率が、青果物にあっては 9.9%以上であること、水産物にあっては 15.7%以上であること、食肉にあっては 10.5%以上であること、花きにあっては 7.4%以上であることとしておるところでございます。

４つ目は、④のアにございますように、当該中央卸売市場における市場特別会計に対す

る一般会計からの繰出金が、直近で３年連続して総務省の定める繰出しの基準を超えているかということ、または、イにございますように、当該中央卸売市場における当該取扱品目の部類に係る取扱数量の過半を占める卸売業者が、直近で３年間連続して卸売市場法第51条第２項各号のいずれかに該当し、経営改善措置命令を出すことができる状態であることのいずれかの要件に該当することでございます。

以上の４つの指標のうち３つ以上の指標に該当した中央卸売市場が再編基準に該当する市場ということとなり、自主的に再編措置について御検討いただいておるところでございます。

ここで、（３）の３行目にございますただし書きをご覧いただきたいと思います。このただし書きに下線を引いてございますが、「周辺の中央卸売市場において取り扱っていない品目の部類を取り扱っている中央卸売市場」につきましては、この再編措置の例外といたしておりまして、釧路市中央卸売市場の花き部がこの例外措置に該当しておったものでございます。これは地理的な隔たりが非常に大きく、他の卸売市場との統合や連携が困難であることなどから設定した例外の要件でございます。釧路市中央卸売市場につきましては、この例外の要件に該当したため、国としては再編措置を求めず、したがって、現行の整備計画におきましても、再編対象市場としては記載しておりませんでした。

ただ、下線を引いた部分の後ろの箇所になお書きとして記載しておりますように、「（２）に規定する再編基準に該当しない中央卸売市場であっても、市場機能の強化を図る観点から、必要に応じて当該措置に取り組むことが望ましい」としておりまして、釧路市中央卸売市場につきましても、自主的に対応策を御検討いただいておったところでございます。

釧路市中央卸売市場におきまして自主的に対応策を検討された結果、この度、再編基準に該当していた花き部だけでなく、再編措置に該当していなかった青果部も含めて市場全体を地方卸売市場に転換されることを決定されましたので、今回、それを整備計画に記述するというものでございます。

ここで、資料１の別紙の整備計画の変更案の方に戻っていただければと思います。以上のような経緯から、釧路市中央卸売市場におきまして、平成18年４月に地方卸売市場への転換を図ることということが、「卸売市場整備基本方針第２の１の（２）に規定する再編基準に該当する中央卸売市場」として記述されるということになったわけでございます。

また、その資料の右側の現行の欄の下の方に、三重県中央卸売市場が「検討中」の市場の一つとして掲載されておりますが、三重県中央卸売市場につきましては、その後検討を

進められまして、資料の左側の変更案の欄の真ん中辺に記載されておりますように、三重県中央卸売市場では、この度、再編対象となっております水産物部について、平成19年4月に地方卸売市場への転換を図ることを決定されましたことから、その旨記述するということとしております。

なお、その他の再編措置に該当する中央卸売市場につきましては、各開設者において現在再編措置を鋭意検討中でございまして、遅くとも平成18年度末までに具体的な取組内容及び実施時期を決定していただくということとなっておるところでございます。

また、そのページの下の注釈の部分につきましては、釧路市中央卸売市場の花き部が再編基準に該当するという旨の記述を追加しており、その際、中央卸売市場の建制順が、釧路市中央卸売市場の方が三重県中央卸売市場よりも先になりますことから、文章全体を修正したというものでございます。

なお、この別添１の改正は、釧路市中央卸売市場が来年４月１日の地方卸売市場への転換に向けて必要な手続を進める必要があることなどから、11月１日付で行いたいというふうに考えております。

次に、資料を１枚めくっていただきますと、整備計画の別添３の新旧対照表が出てまいります。ここには、「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場、必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場及び改良、造成又は取得を必要とする施設」を記述しておりまして、その右側の現行の欄をご覧いただきますと、釧路市中央卸売市場及び大分市中央卸売市場に下線を引いてございます。これらの市場につきましては、平成18年４月に市場全体を地方卸売市場に転換することとしており、転換後は中央卸売市場ではなくなるため、転換後は、これらの市場の名称をこの一覧表から削除する必要があるということで、資料の左側の変更案には、これらの市場の名称を削除して記載しないこととするというものでございます。

この別添３の改正は、釧路市中央卸売市場と大分市中央卸売市場の地方卸売市場への転換が行われます来年の４月１日付で行うことを想定しております。

なお、三重県中央卸売市場も地方卸売市場への転換を予定しておりますが、三重県中央卸売市場の場合は、再編基準に該当いたします水産物部についてのみ地方卸売市場に転換するものであり、青果部は中央卸売市場として存続するため、別添３について記述を変更する必要はございません。

また、藤沢市中央卸売市場も地方卸売市場への転換を予定しておりますが、藤沢市中央

卸売市場につきましては、平成19年４月に地方卸売市場への転換をする予定としており、転換までに１年半の期間がございますし、現在、再編措置を検討中の中央卸売市場が 18年度末、つまり平成19年３月までに再編措置の内容を決定する予定であり、それまでに総合食料分科会を開催することがほぼ確実であると見込まれますことから、その際に御審議いただくこととして、藤沢市中央卸売市場につきましては、今回は別添３の記述の変更はお諮りしておりません。

なお、ここで参考１というのをごらんいただければと思いますが、参考１は、今年の３月に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画の抜粋でございます。その第３の１の（５）の「食品産業の競争力の強化に向けた取組」のところに下線を引いてございますように、食品流通については、卸売市場の再編・合理化を引き続き推進することとされておりまして、今回の整備計画の変更は、この卸売市場の再編・合理化の一環というわけでございます。

また、関係地方公共団体からは、この計画の変更について異議がない旨の回答を既にいただいておるところでございます。

次に、開設区域の指定解除について御説明をさせていただきたいと思います。資料２の別紙にございます「中央卸売市場開設区域の指定解除」という資料をご覧いただきたいと存じます。卸売市場法におきましては、農林水産大臣が中央卸売市場の開設区域を指定することとされておりまして、また、この開設区域を指定又は変更しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞くこととされております。今回は、平成18年４月に地方卸売市場への転換を図ることが決定しております釧路市中央卸売市場及び大分市中央卸売市場について、開設区域を指定しておく必要がなくなりますことから、地方卸売市場への転換後に中央卸売市場の開設区域の指定を解除するというものでございます。

なお、三重県中央卸売市場につきましては、再編基準に該当する水産物部についてのみ地方卸売市場に転換するものでございまして、青果部は中央卸売市場として存続するため、開設区域の指定解除の必要はございません。

また、藤沢市中央卸売市場につきましては、平成19年４月に地方卸売市場への転換をする予定としており、少し期間がございますし、現在再編措置を検討中の中央卸売市場が平成19年３月までに再編措置の内容を決定する見込みであり、それまでに分科会を開催することがほぼ確実と見込まれますことから、その際に御審議していただくこととして、今回は藤沢市中央卸売市場につきましては、開設区域の指定の解除はお諮りしておりません。

釧路市中央卸売市場及び大分市中央卸売市場についての指定区域の解除は、これらの中央卸売市場が地方卸売市場へ転換する４月１日以降、速やかに行う予定でございます。

また、関係地方公共団体から、この指定の解除について異議がない旨の回答をいただいておるところでございます。

以上でございます。

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

ただいま、整備計画の変更とそれに伴う開設区域の解除について、諮問内容の説明がございましたけれども、これに基づいて御審議したいと思います。御質問、御意見等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、飛田委員お願いします。

○飛田臨時委員　ただいま御説明をお伺いしました中で、福岡市の東部市場が今度なくなることになるわけでございますけれども、これから廃止する場合に、基本的にはこれはやむを得ないとは思うんですけれども、東部市場がなくなることによって、生産者、地域の消費者ができるだけマイナスの影響を受けないような配慮をぜひしていただきたいと思っております。やはり統廃合に伴います地域性ですとか、季節性というんでしょうか、その地域、その東部市場なら東部市場の特色としてあったものが失われることがありますと、将来にマイナスになるのではないかと、その点を心配しておりますので、ぜひ関係されておられる皆様には、きめ細かな対応をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○上原分科会長　事務局の方、ちょっとその辺について、福岡市の情報がありましたらお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○山下卸売市場室長　福岡市東部市場を廃止いたしまして青果市場に統合するという計画でございますが、東部市場は比較的小さな市場でございまして、しかも施設も古いということで、そのまま残すということは非常に難しいし、また、福岡市自体が市場を幾つか持っておりまして、それを合理的に再配置するという必要性も出てきているというふうに聞いておるところでございます。もちろん、委員御懸念のことがないように、まさに卸売市場の機能を十分に発揮するという前提で市場の整理・合理化を進めていただいているというふうに考えておりますし、国としても必要な指導をしてまいりたいと考えております。

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

上谷委員お願いします。

○上谷臨時委員　日本食生活協会の上谷でございます。

この検討会が前に一度されたということでございますので、前を存じ上げませんからちょっと唐突かもわかりませんが、ちょっと１つ、指定解除の問題の中で釧路市、大分市の問題ですが、中央卸売市場から地方卸売市場への転換という形になっておりますけれど、これは俗に言う市町村合併等にありますようなスリム化のような形での転換なのか、それとも取扱量減少のための転換なのか、その辺をお伺いしたいことが１つ。

もう１つ、ちょっとこれは存じ上げないのでお尋ねいたしますが、多分これは生産者から出されて、卸売市場、そして消費者にという形になると思いますが、よその国から入ったものは、全くこの卸売市場は経由しないで、検疫だけ受けて消費者に流れるんだろうかとかという、ちょっとその辺が。カロリーベースで 40%程度の輸入をしているとは言っても、逆の考え方から言うと、60%の品物はこういうところを通らないで直接消費者、もしくは生産者、そういうところとの話し合いで直接消費者の方の形に出ていくのではないかというふうに思うんですけど、その辺の歯止めというのはどうなっているのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○上原分科会長　それでは、事務局の方から、２つの問題が出ていますのでよろしくお願いします。

○山下卸売市場室長　まず、地方市場化の問題でございますが、中央卸売市場の中には最近の生鮮食料品の流通の状況の変化を受けまして、中央卸売市場としての機能を必ずしも十分に果たし得ないような状況になっている市場が見られるということで、法律を改正いたしまして、市場の再編に配慮して基本方針を定めて、再編基準をつくって、計画の中でそれを位置づけて、再編を促進するということになったわけでございます。その再編基準は先ほど御説明させていただきましたけど、そういう形で取扱数量が減少して、中央卸売市場としての機能は現時点においてはなかなか果たしているとは言いがたい状況になっている。そういう場合、その対策として再編措置というものを御検討いただく必要があると。

その際に、例えば開設者の地位を市から都道府県に移して、より広域の観点から市場の活性化を御検討いただく、あるいは中央卸売市場としての機能は必ずしも果たしていないかもしれないけれども、地方卸売市場に転換すれば、地方卸売市場の水準からいけばまだまだ大きな市場でございまして、地方卸売市場は、中央卸売市場と比べて規制も緩やかでございます、求められる機能も少し異なっておりまして、指標性のあるような価格形成ま

で求めておりませんので、規制もかなり緩やかで、新しいビジネスにかなり前向きに取り組むということも割と自由だということで、関係者の皆さんの中には、この際、地方市場化に進みたいという御意見の方もいらっしゃいまして、また、開設者の方でもその方向で進めたいという御意見がある場合には、地方の意見を尊重いたしまして地方市場化を進めるという形になるわけでございます。

また、よその国から入った生鮮食料品云々のお話でございますが、卸売市場は生鮮食料品の卸売のために開設された市場でございまして、その生鮮食料品は、保存が難しく腐敗しやすい、あるいは、その生産は全国各地に産地が散らばっておりまして、しかも、その生産量は天候に左右されやすいという状況がございます。しかし、一方都市部では、生鮮食料品の需要がコンスタントに存在する、一定の需要が必ずあるということで、生産の状況によりまして価格が大きく変動したりすることがある。生鮮食料品の需給が不安定になりますと社会的な不安を呼び起こすことがあるということで、かつて、実際起きたことがございまして、この中央卸売市場制度ができたという経緯がございます。その意味で、主として開設区域の外の産地から生鮮食料品が入ってくるというわけでございまして、開設区域の住民の皆さんに安定的に供給するためにこの制度が存在していて、また、その機能を十全に果たしていただく必要があるというわけでございます。

輸入品につきましては、例えば輸入農産物におきましても、市場を経由するものはもちろんございます。一方、例えば食品製造業の皆さん、あるいは外食産業の皆さん、惣菜関係の皆さんが、中央市場から自分が望む生鮮食料品を必ずしも十分に確保できないような場合には、みずから産地を訪れて直接取引を試みられる、あるいは海外に出かけていって、海外の農産物の輸入先を確保するというような動きも聞いており、そういう場合には市場を経由しない輸入品もございます。

○上原分科会長　よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問等ございましたらお願いしたいと思いますが。

それでは、ただいまこの２つの案件につきまして諮問があったわけですが、中央卸売市場整備計画の変更及び中央卸売市場開設区域の指定解除、この案が出されましたが、当分科会としては、これをお認め願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

それでは、答申の手続については、一応私にお任せいただきたいと思います。よろしく

お願いします。

その他

○上原分科会長　それでは、次に議事次第４、「その他」としまして、事務局から報告並びに説明を行っていただきたいと思います。

まず、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について」、事務局の方から報告をお願いします。よろしくお願いします。

○山下卸売市場室長　それでは、資料４にございます「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律について」御報告させていただきます。この法律につきましては、３月の第 10 回総合食料分科会におきまして、国会で審議中の法案として御紹介させていただきましたが、その後、委員の先生方の交代もございましたことから、その概要を改めて簡単に御説明させていただきたいと思います。

１の「目的」のところをごらんいただきたいと思います。効率的で環境負荷の小さい物流の実現が地球環境対策上も求められておりますことから、立地上最適な物流拠点施設の活用による効率的な流通業務の実現を後押しするための総合的な支援法が必要であるという考え方のもとで、国土交通省を中心に、経済産業省、農林水産省の３省が一体となって準備した法律でございます。

その資料の下の３の「経過」のところをごらんいただきますとおわかりいただけますように、ことしの３月１日に閣議決定後、さきの通常国会に提出され、４月８日に参議院を通過し、７月 15 日に衆議院でも可決されまして、法律として成立し、７月 22 日に公布され、この 10 月１日付で施行されておるところでございます。

その内容につきましては、１枚めくっていただきまして、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」という表題のカラーの１枚紙で御説明させていただきたいと思います。この法律の概要は、資料の真ん中の左の図にございますように、従来の物流は複雑に入り組んでおり、物流拠点も分散して非効率でありましたことから、高速自動車国道のインターチェンジ、空港、港湾などの社会資本の周辺に立地するトラックターミナル、卸売市場、倉庫などの物流拠点施設を活用して、関係事業者が保管、荷さばき、流通加工などの機能を集約化して、配送を合理化したり、情報システムの導入などにより在庫管理を適正化したりするという動きを支援しようというものでございます。

このことによりまして、下の「効果」の矢印の先のところに記載しておりますように、物流の効率化を促進し、あわせて物資の流通に伴う環境負荷の低減を進めていこうというものでございます。主な支援策といたしましては、この資料の一番下に「主な支援」として整理してございますように、倉庫業、運送事業などの物流関係事業に係る許可を一括で付与することや、流通業務施設の整備などに係る資金調達を支援するため、中小企業信用保険の拡充や食品流通構造改善促進機構による食品生産業者等への債務保証などを行うとともに、倉庫用建物の割増償却や固定資産税の特例措置など、倉庫建物に係る税制特例を講ずるということとしております。

次に、さらに１枚めくっていただきますと、10 月１日の法律の施行にあわせまして政令と省令が施行されておりまして、ここではその概要として、この法律に基づく計画認定の要件などを記載しておるところでございます。

まず、（１）でございますが、食品生産業者などが実施いたします流通業務総合効率化事業の計画認定は、農林水産大臣が行うこととなっております。

また、（２）に記載しておりますように、総合効率化計画の認定は、基本方針に照らして適切であることなど、法に定められた要件を満たすことが必要でございまして、その認定の権限は地方農政局長などに委任されておるところでございます。

（３）では、特定流通業務施設の基準について整理しておりまして、特定流通業務施設にはトラックターミナル、倉庫、上屋などがありますが、ここでは生鮮食料品流通に深く関係する卸売市場の基準を示しておるところでございます。

まず、①の立地の基準に関しましては、効率的な輸送の観点から、高速自動車国道などのインターチェンジや鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港などの社会資本から周辺５キロメートルの区域内に立地するものであることを要件としております。

次に、②の規模に関しましては、流通業務の総合化と効率化に取り組むには、一定量以上の取扱量が必要であると考えられ、そのためには、一定規模以上の売り場面積を有している必要があるとの観点から、総合効率化計画に取り組む場合には、取扱品目により、青果物については卸売場の面積が 990 平方メートル以上、水産物については消費地市場が 600 平方メートル以上、産地市場は 990 平方メートル以上、肉類については 300 平方メートル以上、花きについては 600 平方メートル以上としておるところでございます。

なお、この規模の数字でございますが、卸売市場関係者が共同利用施設を整備することを支援する卸売市場活性化推進事業において、地方卸売市場の場合には一定規模以上の地

方卸売市場であることを要件としておるところでございますが、その場合の一定規模の要件と同じ数字としておるところでございます。

また、③と④は設備の要件となりますが、順番に御説明いたしますと、③では、食品の流通の総合化と効率化に当たっては、当然ながら品質管理についての配慮が求められるとの観点から、温度を調節する機能を備えた卸売場または保管所のいずれかを有すること。さらに④では、流通業務の効率化の観点から、自動仕分装置、自動搬送装置、電気又はガスを動力源とするターレット式構内運搬自動車及び動力の供給装置、自動化保管装置のうち、いずれかを有するものであることを要件としております。

また⑤では、情報化の推進の観点から、データ交換システムを有するものであることを、さらに⑥では、流通業務の総合化の観点から、流通加工の用に供する設備を有するものであることを要件としておるところでございます。

これらすべての要件を満たす場合に特定流通業務施設となり、その特定流通業務施設を中核として流通業務総合効率化事業を実施する場合に、各種の支援措置を受けられるということとなるわけでございます。

なお、今年３月に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画におきましても、「流通業務の効率化を環境負荷の軽減と一体的に促進するための制度を平成 17 年度に創設する」と記載されておりましたものは、この流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律のことでございまして、この制度を活用して物流の効率化と環境負荷の軽減を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

ただいま御説明のあった御報告につきまして、御意見、御質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、岩崎委員。

○岩崎臨時委員　余り具体的にイメージがわいてこないので、例えばこういった物流拠点施設というんですか、これは大体どれぐらいの投資規模のことをイメージされているんでしょうか。

○上原分科会長　そうですね、まず、ちょっとその辺について御質問。

○山下卸売市場室長　投資規模は、どの程度のものを整備するかによって変わるものでございまして、基本的に投資額につきましては特に要件は考えておりません。ただ、一定規

模の卸売場がある必要があるとか、あるいは高速道路のインターチェンジ等の周辺に設置する必要があるとかいった要件を要求しているところでございます。基本的には、できるだけ効率的にやっていただくということで、投資額は小さくて済めばその方が望ましいというわけでございまして、標準的に幾らという話は特に試算しているわけではございません。

○岩崎臨時委員　この絵を見ますと、法律案の方を見ますと、アメリカ型だと思うんですよね。私はアメリカに80年代の大半を家族ともども暮らしましたが、恐らく市場だとか日本的なイメージの食品問屋というのはなかったと思うんですよね。やっていますのはスーパーですね。私、ウェストコーストにいましたので、セーフウェーだとかアルバートソンだとか、こういったところなんですけどね。文字どおりハイウェーの横っちょに大きなデポを持っているんですね。そこに向かって農産物、生鮮食品も含めまして、大手の食品会社ないしは生産者の団体がどーんと持っていく。そこでセーフウェーとかそういった大きな食品スーパーが、自前の倉庫の中でロットを組みかえて各店に配送する、こういうふうな仕組みだったわけですね。

左側の従来の物流というのは、まさに日本でまだまだ主流になっているところで、日本のスーパーさんといえども、まだまだ自前の配送網はおつくりになってないと思うんですよね。野菜は八百屋さん、青果物の供給者、乾物は乾物の供給者。食品の場合は温度帯が全部違いますので、冷凍に強い冷凍の倉庫をお持ちで、冷凍の配送車をお持ちの問屋さんというんですか、食品物流会社が請け負ってやると。チルドはチルドでおやりになる。乾物は乾物、飲料は飲料と、業種単位というんですか、保管、流通、そういったシステムで温度帯別の対応になっていると思うんですよね。

こういったものが今の姿としますと、郊外のどこかに、ターミナルの５キロ以内にまとめるというのは、民間の方々に、そういったことをおやりになる方が果たしてどこまでいらっしゃるのかなと。かなりその辺はモデルケース等々で御検討された上でないと、なかなか提案しにくいことではないかなと、こういう気がしてならないんです。

○上原分科会長　どうぞ。

○山下卸売市場室長　この物流効率化法の立地の要件、インターチェンジから５キロ以内、空港あるいは港湾などから５キロ以内というわけでございますが、例えば新たに地方卸売市場などを統合して立地するという方法も考えられます。一方、例えば既にある地方卸売市場、そういう立地に恵まれたところに開設している地方卸売市場というのは、実際存在

いたします。そういった市場のうち、更に、この卸売場の面積の要件を満たすものというのは、恐らく 200 から 300 ぐらいあるんじゃないかというふうに推測されておるところでございますので、例えばそういう地方卸売市場の卸売業者さんあたりがこの物流効率化の事業をやられるということであれば、かなりの効果が期待できるのではないかというふうに考えているところでございます。

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

　まさにこれは、日本は網の目のように流通センターが分散していますよね、これを多分集約化させる一つの牽引力となればいいと、そういうふうにして私は理解しているんです。日本の企業は上から下まで緻密な流通をさせようとしますので、なかなか思い切った集約がないんですけど、これを誘導したいと。むしろ企業の方々が、これにできる限り機会を見つけていただきたい、そういうインパクトとして働くだろうと、そういうふうに私は思っているんですけれどもね。

　川田さん、その辺いかがでしょう。

○川田臨時委員　商社の方からそういったお話があったんですが、どっちかと言うと欧米型の流通がかなりイメージされているのかなとは思いますが、何しろ毎回申し上げているように、消費というか食文化が違うんですよね。欧米型ですと、さっき言われたようにレタスとかホウレンソウだけをやっていれば済むんですけど、日本の場合って、最低でも葉物で 30 品目。スーパーへ行くと、100 品目以上は並ばないと売り場ができない。そうすると、100 品目を１つの市場で、こういう形で流通させられるかどうかですね。だって、今、単価的に野菜がキロ 180 円ぐらいですね。果物が 270 円ぐらい。この廉価のもので、果たしてこれだけの設備をつくって、特にターレとか自動搬送装置をつけろということなので、我々ざっと試算しても、2,000 坪ぐらいのところでこの設備をつくると 20 億円ぐらいになると思っておりますが、どうやってそれを捻出するかだろうと思うんですね。ですから、かなり気合いを入れてやらないと難しいだろうと思います。

○上原分科会長　まさにそのとおりで、少しでも進めばいいという見方もあると思うんですよね。

○川田臨時委員　品目を限定して一部分やられると。先ほど言われた、地方市場でインターのそばに土地を持っている方は可能性がある。

○上原分科会長　川田さんのところの流通段階よりももっと日本が問題なのは、メーカーがやたらめったら自分用の倉庫をつくっているわけですね。これももうちょっとうまく集

約化できる、少しでもそういう形になっていけばいいと。その方向にもこういうものが利用できればいいなというふうに思っているんですけれどもね。

どうぞ、お願いします。

○神出臨時委員　ですから、これは、投資の主体者はいろんな業種、例えば別法人、３つの会社なら３つの会社がそれぞれ共同物流体をつくってやるとか、そういうことでも要件はいいんでしょう？

○山下卸売市場室長　単体でも構いませんし、共同事業ということでも構わないということです。

○神出臨時委員　わかりました。

○上原分科会長　これは、１つの省じゃなくて幾つかの省が集まってやるというところが非常に魅力的であり、また不安も多い。（笑声）不安の方は冗談ですけど、今までなかなか連携とれてなかったですから、それに対する果敢な挑戦とみなして評価してもいいんじゃないか、そういうふうに思っていますけど、いかがでしょうか、ほかに何か御意見、御質問。

はい、大武委員。

○大武臨時委員　今度、私は設備の中の方の質問なんですけれども、③の「温度を調節する機能を備えた卸売場」ということでお尋ねします。、私どもは現在、築地を利用していますが、これから豊洲の方に移転するということを新市場に向けていろいろと、我々は買出人という立場で検討しているんですけれども、今度の豊洲の温度調節というのはいわゆる閉鎖型ということで、卸売の場所と仲卸さんの方を全部閉鎖するということで、密封して出入り口も限られちゃう。それと、品物を引き取る場合も、ドックシェルター式で、トラックが入ると前が閉まって温度管理をする。そういうお話で今私ら伺っているんですけれども、こうした施設はすごいコストがかかるんじゃないかと思うのですが、温度調節というのは、いわゆる中の温度がエアコンのような規模なのか、あるいは商品を考えての温度なのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

○上原分科会長　ここで想定されている施設はそういうことを想定しているのかどうか、ちょっとお願いします。

○山下卸売市場室長　ここで想定しておりますのは、「温度を調節する機能を備えた卸売場又は保管所」ということでございまして、豊洲の方で考えられております閉鎖型のドックシェルターで接続してという、そういうかなり大規模なものとはちょっと違いまして、低

温の保管ができるような施設があれば足りるというわけでございます。

○上原分科会長　だから、豊洲が高ければ、ここを使えばいい。（笑声）これは冗談です。そういう方向も考えてもいいでしょうということ。

ほかにないでしょうか。

どうぞ、飛田委員お願いします。

○飛田臨時委員　以前ももしかしたら申し上げたのではないかと思いますが、この計画につきましては、例えばエネルギーなどに関して言えば、できるだけ省エネルギーで、それを新しい例えば太陽光発電とか、もちろんそれには初期投資がかかったりいたしますけれども、太陽光発電を初めとして、また食物残渣の有効利用ですとか、多様な利用できるものを利用するという仕組み、仕掛けをつくっていかないと、今の初期投資だけでも大変だというお話と考え合わせてまいりますと、困難な問題も生じてくるんじゃないかと思います。ですので、それは大変なことはありますが、コストパフォーマンスを考えて、できるところから、風の強いところであれば風力発電を使うとか、雨水の利用を行うとか、そのような工夫をしていただければ幸いなんですが、余り具体的にはここに書かれていないようなんですけれども、ぜひ具体化に当たってはそのような配慮もお願いできたらと考えております。

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

今言った対地球環境対策とかその点について、何か情報がありましたらお願いしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○今井流通課長　この法律を制定した目的の一つとして、環境への負荷をいかに低減していくか、それを達成していくということも一つ大きな目的になっているところでございます。御存じのように、京都議定書が平成17年２月に発効したという中で、閣議決定されて、いろんな部門でＣＯ$_2$の排出量を減らしていこうと。その中で我が国の二酸化炭素排出量の約２割を運輸部門が占めているというようなことがあるものですから、そこを減らしていくための一つの政策ツールということでつくられた法律ということでもございます。

実際に事業をやるに際して、例えば車については低公害車を導入していく。圧縮天然ガスを使ったトラックとかハイブリットトラック等をできるだけ導入していくべきだというような基本方針も出されていますので、なかなか風力発電とかそこまでは書き込めてないんですが、ＣＯ$_2$を減らしていくためにいろいろな努力をしていくということを目的にして、また、そういう方針を出して計画認定に配慮するということにしているところでござ

います。

○上原分科会長　ありがとうございます。

ほかに、この点について御質問、御意見等ありましたらお願いします。

岩崎委員お願いします。

○岩崎臨時委員　くどいようなんですけれど、この新しいイメージですよね、効率化事業のイメージなんですけれど、これは整理統廃合を今後されていくであろう卸売市場の跡地利用とかそういうようなイメージを、だれか民間の食品問屋さんだとかそういった方々に有効利用していただこうと、こういう発想なんでしょうか。それとも、どっか更地を見つけてきて一からおやりになった方には、いろいろ債務保証の仕組みだとか免許の一括認可だとか、そういうことで支援していこうというイメージなんですか、どちらなんでしょうか。

○上原分科会長　その点いかがでしょうか、今お考えのところをお願いします。

○山下卸売市場室長　基本的には、地方卸売市場も再編を進めていただいているところでございますが、その際、中核となるような市場を中心に再編をしていただくというのが基本的な考え方でございます。中核となるような地方卸売市場というのは、ある一定規模以上の卸売場とかを持っているもの。そういう市場が、例えば非常に立地上恵まれたところにあれば､それを中心に再編統合をしていただくというようなイメージでございますので、できるだけそういう恵まれた立地にある中核市場、地域拠点市場を中心に再編していただくというのが望ましいのではないかというふうに考えております。

○岩崎臨時委員　市場そのものがみずからこういう場所をつくっていくという、そういう主体にはならないわけですね。あくまでも民間のだれかが手を挙げてくるのを待つと、こういうことなんですか。それとも、地方のそういったものが、みずからがそういう場をつくって、だれかに利用していただくと。要するにオーナーと借り主の関係になっていくのか、それとも、だれか民間の業者の登場を待つのか、どちらのイメージなんですか。

○山下卸売市場室長　どちらもあるというのが正解だと思うんですけど、例えば地方卸売市場の場合、地方公共団体が開設者となっているケースもございますし、地方公共団体の第三セクターが開設者となっているものもある、あるいは民営の市場というのもございます。卸売業者がみずから開設者となっているというケースもございますので、先生がおっしゃられたどちらのケースも想定し得るというわけでございます。

○岩崎臨時委員　ありがとうございました。

○上原分科会長　ほかにございませんでしょうか。

それでは、次に「食」と「農」の連携強化検討会の状況と、それに基づきまして平成18年度の概算要求につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○山下卸売市場室長　それでは、資料５－１から５－３までの資料を使って、また、適宜参考１などをあわせてごらんいただきながら、「食」と「農」の連携強化検討会について御説明させていただきたいと思います。

まず最初に、お手元の資料５－１の『「食」と「農」の連携強化検討会について』という資料をごらんいただきたいと思います。（１）の趣旨のところをごらんいただきますと、「我が国の食の流れは、農水産業と食品産業という車の両輪によって支えられているが、農水産業サイドは生産コストを賄える価格での魅力ある供給先としての役割を食品産業に求め、他方、食品産業サイドは消費者の求める商品を消費者が納得する価格で提供するための安定的なパートナーとしての役割を農水産業に期待」しておるところでございます。

このことを踏まえて、「食」と「農」の架け橋機能の強化を図る方向性を提案・検討し、関係者の取り組むべき課題や今後の農業及び食品産業の展望を明らかにするため、関係者に参集していただきまして、幅広い議論を行う場として、この検討会をことしの６月から開催させていただいておるところでございます。

ここで、お手元の参考１の方をごらんいただきますと、食料・農業・農村基本計画の抜粋でございますが、その下半分には、表題に下線を引いてございますが、2.（５）のイのところで、「農業と食品産業との連携の促進」について記述されておるところでございます。いわばこの「農業と食品産業との連携の促進」を実行に移すため、「食」と「農」の連携強化検討会で御議論いただいているという関係になるというわけでございます。

次に、また資料５－１に戻っていただきたいと思います。この検討会の主要な検討課題でございますが、（２）のところに記載しておりますように、１つには「農業・食品産業・消費者の連携の推進」でございまして、農業・食品産業・異業種等も含めた広範な連携のあり方や流通段階、加工段階、産地段階における課題について検討しておりますほか、また、次のページをごらんいただきますと、そこに記載しておりますように、「生産から消費に至るフードシステムにおけるコストの削減」でございまして、フードシステム全体におけるコスト削減のあり方や流通段階、加工段階、産地段階における課題について御検討いただいておるところでございます。

２ページ目の下の部分には委員名簿がございますが、生産から流通・加工・消費にわたるフードシステムに関わる学識経験者の皆様に御参加していただいておるところでございまして、総合食料分科会でも、上原分科会長初め大木委員、川田委員、神出委員、長谷川委員にもこの検討会に御参加していただいておるところでございます。

さらに、次のページをごらんいただきますと、３ページ目に、これまでの開催経過を整理してございますが、6月20日、7月28日、8月30日と、これまで3回開催して意見交換をしていただいておるところでございます。今後は、（５）の今後のスケジュールのところに記載しておりますように、これまでの議論を踏まえて座長に整理していただきました『「食」と「農」の連携強化検討会の今後の進め方について』という資料、これは資料５－２の資料でございますが、この資料をもとに、検討会の事務局において関係者と情報交換を行うなどの作業を進めておるところでございまして、11月には議論を再開するという予定でございます。

次に、資料５－３をごらんいただきたいと存じます。資料５－３は、「食」と「農」の連携強化検討会におけるこれまでの主な意見などをおつけしているものでございます。時間の関係もございまして、そのすべてを御紹介することは困難でございますけれども、卸売市場に係る御意見を幾つか御紹介させていただければと思います。

例えば資料５－３の３ページをごらんいただきますと、上から４つ目の文章では、『「食」と「農」の流通の要に存在している卸売市場が、消費者から信頼が得られる市場、活力のある市場の構築に取り組んでいく必要がある。』という御意見をいただいておるところでございます。

また、同じ資料の８ページ目をごらんいただきますと、この８ページ目の上から３つ目の文章のところに、「地方市場は連携を強化して、共同集荷することによる集荷力の向上、安定的な荷引きを可能とし、少しでもコストを下げる努力をしていくことが必要である。」という御意見、あるいはその下の４つ目の文章では、『商物分離の取引が一層進むものと考えられるが、卸売市場として機能とサービスに見合った取引が求められており、それらに的確に対応し、「食」の「農」の連携の中に卸売市場が位置づけられるよう頑張っていく必要がある。』という御意見もいただいておるところでございます。

それでは、引き続きまして、この「食」の「農」の連携強化に関連いたしまして、平成18年度の総合食料局の関係予算について簡単に御説明させていただきたいと思います。お手元の資料６－１と６－２がこの関係資料でございまして、６－２は「平成18年度総合食

料局関係予算概算要求重点事項」というものでございます。お時間の関係もございますので、資料６－１の方の「農産物の生産から流通にわたるフードシステムの改革」という１枚紙のカラーの資料で簡単に御説明させていただきたいと思います。

農林水産省では、「食」をめぐる状況の変化を踏まえまして、その表題にございますように、農産物の生産から流通にわたるフードシステムの改革を進めていく必要があるという考え方のもとで、改革、連携を基本とした効率的・安定的なフードシステムの構築のための予算を来年度予算で要求しておるところでございます。

具体的には、まず一番上の黄色い四角にございますように、地域における食品産業・農業・関連業種による連携を構築して食料産業クラスターを形成し、地域の食材を活用した新食品の共同開発などを支援いたします食料産業クラスター推進事業という既存の事業がございます。これを拡充いたしまして、ここに「(拡充施策)」と記述してございますように、食品産業の原料調達の円滑化や外食産業と農業などとの連携についても新たに支援するということを予算要求しておるところでございます。

また、その下の緑の四角に記述してございますように、生産資材コストや流通経費の低減も含めた食料の供給コストの改革を進めるため、商物分離直接流通の実証試験でありますとか、トラックから鉄道などの輸送手段への転換をするいわゆるモーダルシフトの実証、あるいは肥料、農薬の低投入技術の導入や農機の効率利用のためのモデル的な取り組みを推進していくということも予算要求しておるところでございます。

さらに、一番下の青い四角にございますように、「いつでもどこでも情報を提供・入手できるユビキタス技術による流通効率化」などのその他の関連予算も活用いたしながら、右端に大きく書いてございます、「消費者の望む食品を消費者が納得する価格で提供」できるようになるよう施策を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

今、「食」と「農」の連携に関する検討会の進捗状況と、それに基づく概算要求のお話がありましたけれども、ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見等あったらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

大木委員お願いします。

○大木委員　消費者の望む食品ということで、フードシステムの開発という御説明をいただきましたけど、１つ質問させていただきたいんですが、価格のことではなくて、卸売市

場というものをいろいろ改革されてきましたけど、卸売市場というものを通ったものは、消費者向けであろうと外食産業者向けであれ、原産地表示は全部されているというものなんでしょうか。そこがちょっとわからないものですから、そこのところをちょっと教えてください。

○上原分科会長　まず第１点、その辺お願いします。

○山下卸売市場室長　原産地表示は、ＪＡＳ法に基づきまして表示が求められているものにつきましては、卸売段階でもＪＡＳ法を遵守して、しっかりと産地から消費地に伝えるということを確実に行うことになっておりまして、その旨、こちらでも指導しておるところでございます。

○大木委員　今まではそうではなかったんでしょうか。

○山下卸売市場室長　表示義務を課した改正ＪＡＳ法が施行されてからは、もちろんその旨、関係者の皆さんの御努力をいただいて、その方向で努力しているところでございます。

○大木委員　わかりました。実は外食産業のガイドラインというのがこの７月にできましたよね。私たち消費者は、これからますます外食産業というものが家庭消費よりも多くなっていくという傾向がありますので、やっぱり安心して、楽しみというのもありますけど、そういうもののときに、外食産業の場合でも、メニューを見たときに、どこの産地かなとか、そういうものをしっかりと見てみたいということ。それは厳しく見るという面もありますけれども、親子で外食産業に行きましたときにも、「お母さん、これどこの産地かな」というふうに見るということは、食育ということにもつながると思うんですね。そういう意味で、私は、これは期待をしているところなんですけれども、今まで聞いていたのは、一般家庭で私たちが食材として使う野菜などは、ＪＡＳ法で決められているからきちんとなっているけれども、業務用というのはそういうリンクがされてないから、そうはなっていないということをちょっと聞いたものですから。

　そうなりますと、ますます卸売市場というものを活性化させるためには、ぜひこれをきちんとやっていただければ、ここを通ったものは必ずそういうものだということを外食業者さんがわかっていけば、今まで７割とか何かというお話がありましたよね、低迷してきそうでは――それで活性化していくんですけど、そういうところを、必ずここを通ったら安心して外食産業の人も買えますね、そして、最終的には消費者に利益をもたらしますねというようなシステムをここできちんとつくっていただけたらいいなというふうに、これは希望でございますけど、ぜひそれをおやりになっていただきたいと思ったものですから。

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

今のことについて、何かありますか。

○山下卸売市場室長　ＪＡＳ法の世界で、小売用は確実に原産地表示義務があるということで、卸売市場も、もちろんその原産地の情報を伝えるように措置されておるところでございます。外食用は、現時点で必ずしも義務があるというふうには聞いておりませんが、ただ、卸売市場を通過するとき、その時点で、必ずしもこれは外食用とかこれは小売用とか対象が決まっているわけではないと思われますので、その意味では産地から来た原産地情報は、基本的には販売先には伝えられようになっているとは考えているんですけれども、義務かどうかという話になると、義務でない部分があるのかもしれません。

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

今の問題なんですけど、実は消費者調査をやりますと、消費者は単にメニューとか商品を選択するだけじゃなくて、奥まで見ようとする、そういう傾向が非常に強くなってきました。私はフードサービス学会というところの会長をしているんですけど、今度、明治大学で 10 周年のための学会が開かれるんですが、そのテーマが「消費者から見えるフードサービスとはどんなものか」。だから、かなり競争上もその点が問題となってきている。ちょうどそれに即したいい方向の検討会だというふうに私は思っております。規制でやるというほかに、やっぱり競争上そういう形になってきている状況に入ってきているんじゃないかなというふうに思っております。

○大木委員　確かに先生のおっしゃるとおり競争だと思うんですけど、私はこの原産地表示がされるということは、子供たちのことを考えると、食育ってどうしても栄養のことばっかり言われているような気がしているんですね。本当は農村のことを知ったり、あるいは外国のことも知ったりということ、それを含めて、「あ、こういうふうにつくっているんだ」というふうにつながっていく。そういう全体的なものを見るための外食産業の原産地表示であってほしいなと思うものですから、せっかく外食産業のつくったガイドラインですので、みんなにこたえられるような表示にしてほしいなと。そのためには、卸売とかきちんとした業者でそれがなされていれば、自然と私たちの方にバックしてくるわけですから、そこをぜひお願いしたいというふうに思っております。

○上原分科会長　どうぞ、ほかに。

飛田委員お願いします。

○飛田臨時委員　以前より、生産から流通にわたるフードシステムについては、いろいろ

な意味で外食産業等との連携など深めていただいて、また、食品の産業の皆様とも連携していただいて、ぜひ自給率向上につなげるような形でお願いしたいということを望んでおりました一消費者として、このような形で幅広い議論をしていただいているということは、大変うれしく思っております。

一つお願いがございますが、ともすると、今ちょっと耳にしてきたことは、きょうは外食産業の方はおいでになられないようなんですが、外食産業の方などを中心として契約をされる場合に、例えばある畑の面積で、ここから出たものを引き取りたいという契約をなさっていく場合とか、あるいは数量で、これだけの量を確保してほしいとか、そういった形での契約があると伺っておりますけれども、そういうことをなかなか国内で進めにくいので、外食産業の皆様の中には――中にはということですが、外国から輸入食品で調達を手っ取り早くするということを随分推進されてきた向きもおありになるということが、実態としていろいろデータにも出てきております。

ですので、この検討が今まで問題とされてきたようなテーマについて、具体的な解決に結びつくような、例えば数量契約がいいのか面積契約がいいのか、私よくわかりませんが、それぞれのメリット、デメリットもあるでしょうし、産地との話の中では、気候にも影響を受けるものですから、単純な問題ばかりではないと思いますけれども、そういったことを何とか踏み越えていかれるようにお進めいただけたら大変うれしく思っております。

食品の規格化とか統一化に関しても、先ほどこの中でも触れておられて、格外品の問題を触れていただいていますが、規格化、統一化ということをあえて必要のないところに導入しないような仕組みも必要ではないかと思っておりますので、既存の方式の上にのっとってということばかりでなくて、この際、そういった点も目配りをしていただけましたら大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

今言った点については、検討会の中で調査していく予定でもありますので、よろしくお願いします。

上谷委員お願いします。

○上谷臨時委員　資料６－１のところに、最終的な目標として「消費者の望む食品を消費者が納得する価格で提供」というふうな目的が書いてございますけれど、これはどういうふうに解釈したらいいのかよくわからないんですが、今年度の新規の成果重視型事業の中に、横に「生産資材コストや流通経費の低減も含めた食料の供給コストの改革」というふ

うに書いてあるんですね。ということは、私が思うには、消費者の望む食品というのは、安全で安心というのはもちろんのことなんですが、多少そこで、安いに越したことないんですけれど、本当にその価格であれば、別にコストを安くしなくてもいいのではないかというふうに思うんですね。ですから、ここのところがどういう意味での最終目的なのかがちょっと理解できないのでお尋ねしたいことが１つ。

それから、やはり消費者も、ありとあらゆるものに対して余りマニアになってはいけないと思うんですね。表示関係についても何にしても、ある程度規定があると思いますが、最小限、委員会等でいろいろと決められたこともあると思いますけれど、余りにもマニアになり過ぎると、本当に生活者として一体何が必要なのかという、その表示のスペースの中に何を書いて、消費者が一体何を求めているかというところが、だんだん研究屋さんの討議に深く入っていくような表示委員会になりつつもあるんですね。現にいっております。

そういうふうな部分がありますので、安心・安全はもちろんのことなんですが、やはり消費者として何を望むのか。消費者が、それを何として納得できるのか。例えば一つの卵にしても、安いものもある、高いものもある。そういう中で、高いものは高いなりの位置づけが、意味づけがちゃんとあれば、消費者は納得して買うんだろうというふうに思います。そういうところをちゃんとした表示をする、もしくはその説明がある。

そういうところかなということと、生産者もたまには購買しているところに行って、自分たちが生産者としてそこに立ち会う。消費者の買うところにですね。そういうところが、つくるというところでも参考になるんじゃないか。「とってもおいしかったよ」の一言だけでも、つくる者としては大きな力となるように思います。この最終目的がそういう意味での言葉であれば、とてもすばらしいというふうに思います。

○上原分科会長　今のに対して、流通課の方でちょっとお願いしたいと思います。

○今井流通課長　余りに端的に書いているものですから、確かにそういうふうに思われるところはあろうかと思います。私どももフードシステム全体の改革というのを、単純に安くすればいいということを考えているわけじゃなくて、先生のお話があったように、いろんな意味での付加価値の向上を図っていくということも一つ大変重要なことだろうと思っています。そういう品質なりに応じて適正な価格というものを実現していくということが必要じゃないかということでございます。

そういう中で、実際問題として輸入品等もかなりふえているという状況の中で、さはさりながら、消費者の方たちも実際に物を買うときに、国産品それなりのよさというのはあ

るんだけれども、やっぱり価格ということも一つ大きな選択の要素になっているということもございますものですから、そこのところはいろんな面で、生産部面あるいは流通なり加工なりの部面でも、コスト低減できるところについてはいろいろそういう努力をやっていこうじゃないかと。現にいろいろなところでやっていただいているわけですが、それを政府としても応援していこうじゃないかということで、最終目標として「消費者の望む食品を消費者が納得する価格で提供」という、ちょっと端的な書き方をさせていただいたということでございます。

それから、委員からお話ありました、実際に消費者が農産物を買う場合に、生産者が立ち会うことの意義というのは大変重要なことじゃないかというふうに思っておりまして、地産地消の推進ということも一つあるわけですけれども、それだけじゃなくて、生産者が直接販売をやるとか、いろんな意味で生産者自身が消費者なり実需者なりのニーズを把握していく、その上で生産を心がけるというのは大変重要じゃないかということは、私どもの方でも考えているところでございまして、そういう機会をつくるためのいろんな応援とか、そういったこともしていきたいというふうに考えているところでございます。

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。

池田委員どうぞ。

○池田委員　今、表示の問題がちょっとお出になりましたね。今高齢化や、また核家族化に伴って、そして単身者が非常に多くなっていますから、容量が小さくコンパクトになっています。それに比較しますと、以前から表示に加え、こういうものも入れてほしいと情報量が多くなっています。全部入れますと字が非常に小さく見えない状況にあります。ここら辺は、お客様たちが日々本当に欲しい情報なのかなと、思うこともあります。余りのも多すぎて。ですから、そこら辺は、今おっしゃったみたいに、本当にお客様が日々欲しい情報、本当に安全・安心を確保するためにどういう情報が欲しいのか。メーカーとしてはいい情報も入れてあげたいわけなんですね。そういうのを加えますと、本当に的確で適切なものというのは、もっとコンパクトでいいんじゃないかなというふうに思うときがあります。

それから商品情報については、今、各企業、スーパーさん等々、ホームページ等々でいろんな情報提供をしていますので、そこで補うものは補っていける。そういうことも考えていくことも必要があるのではないかと思いますね。

○上原分科会長　そうなんです、流通の理論で非常におもしろいことがありまして、ＡとＢとが取引をするときに、お互いに信頼してないと、物すごく情報を記述したり契約したりしちゃう。かえって高くなるんですね。もともと商取引は、どっかで信頼を築くことが重要。その信頼を築くべきところを超えて情報表示しちゃうと、大変な問題となっちゃう。この点について、やっぱりもう一回流通論の原点に返りまして我々考えなければならないということが一つ。

もう一つなんですけど、消費者のリーダーの方々に言いたいんですけれども、今、余りにも過剰品質を日本の主婦は求め過ぎるんじゃないですか。だって、牛乳なんて常温で２週間もつわけでしょう。それをあしたの日付って、何でそういうこと。もう一つは、曲がったキュウリを何で真っ直ぐにするのを好むのかとか、それから、物すごく細かく包装なんて、包装で判断することもある。その辺も非常に重要な問題だと思うんですけどね。そこのところを、また日本の売り手も悪くて、消費者が望むからといって、お互いに消費者と共振し合って、それでずっといっちゃう。それも一つあるんじゃないかなというような気もしていますが、その点いかがでしょうか。

○大木委員　望まないのに、「ニーズ」という言葉に置きかえられているという部分は確かにあると思います。

○上原分科会長　また、それに乗るから困るんですよ。

○大木委員　１億人が消費者ですけど、どこまで表示をするかって、できるだけ簡便にしてほしい、細かいものは要りませんよというのが私どもの団体なんですよ。本当に必要とする表示は、今はホームページとかいろいろで、ここを見てくださいねって。本当に必要な人が、そこを見て安心するというような表示が欲しいというふうに私どもは考えているんですけれど。

ただ、１つだけちょっと余分なことなんですけど、表示のことっていうより量的なことなんですが、生産者がまさに一緒になってというのは必要なことだと思うんですね。というのは、ある県の話なんですけれども、マイタケというものがありますね。天然のマイタケ、それを東京の真ん中に持ってきて、9,000 円、8,000 円って売るんですね。そう売られても、本当に天然のものを知らない人は、その味がわからないわけですよ。それをそんなふうに売られても、私たちはリピーターになれないですよね。ですから、生産者がそこに来て、都会の人たちが――小分け包装の工夫ということも必要だと思うんですね。小分けは、というふうな話もありますけれども、ちょっと試しに食べてみて、本当に自然のもの

と普通の栽培のものとどんなふうに違うかわかった人は買ってくださいねというような感じ。生産者も、多ければいいというようなところがとかくあるような気がするんです、特に特産物というものは。だから、そういうことも生産者と消費者が一緒に話し合ったりしていくうちに違ってくるので、それも一つ大事なことではないかなというふうに感じております。

○上原分科会長　どうぞ、ほかに。

どうぞ、岩崎委員。

○岩崎臨時委員　フードシステムの改革の表を見ていまして少し感じたことは、今のお話の流れの中で一つ海外との比較を申しますと、海外は重さで表示されているんですよね。１個何円とか１匹何円ということは恐らくないんですよね。お魚でも全部ポンド。１ポンドに対して何ドルだとか、こういう重さないしは量で表示する。１個だとか何個だとか、一山幾らだとか、こういう単位じゃないんですよね。これは売り場のスペースだとかいろんな問題だとか、長年のそういった食材の取り扱いの習慣の中から生まれてきているんだと思うんですが、重さを単位にして表示されているということが一つ大きな特徴で、その辺で過剰包装だとか小分けの問題等々の部分が出てきていると思うんですね。だから、その辺は一度欧米のスーパーの売られ方というものを参考にされると、何か工夫できる点があるんじゃないかなと思うんですね。

それと、市場をどういうふうに使っていくのかということにつきまして、生産者の一番の大きなメリットは、とにかく市場へ持っていけば、値段はともあれ、さばけるわけですよね。そういう意味で市場の機能というのは、生産者にとって、支払いを担保するというんですか、お約束するという意味で非常に大きな機能があると思うんですね。その反面、市場に出せばいいんだということになってきますと、末端のマーケットの求めるものと少しずれが出てきているんじゃないかなと。そうしますと、もう少し生産者の側に経営マインドのある方々が育ってくると、今のようにインターネットで末端情報が瞬時に把握できる、また、そういった価格情報も瞬時に把握できるレベルになっていますので、生産計画から出荷の計画まで組んで、もう少し上手なマーケティングができるのではないかなという気がいたします。

さらに、もう一つ生産から消費者までの流れの中で、すっぽりと海外農産物が抜けちゃっているんですよね。皆さんの中には、日本の足りないときだけ買えばいいんだ、輸出してくれればいいんだというようなお考えがあるかもしれませんけれど、足りないときに見

つけて、いざ間に合わせるというのは至難のわざでございます。私もアメリカとオーストラリアで通算して 14 年ぐらい、海外で農産物の買い付け、穀物のトレーダーですけれど、仕事をしておりましたが、たまにはそういった突発事故で、何かを探せというようなのが来るわけですよね。必ずというほど、それは１カ月ももちません。苦労して見つけたころには、マーケットが下がって、そんな値段じゃ通用しませんよとか、生産者に対していろんな品質チェックのポイントを伝授している間に、もうブームは過ぎ去ります。

ということは、農産物の場合は端境期というのは必ずあるはずです。それと、果物系は成り年と成らない年とか、隔年周期に反収が違ったりしますので、必ず需給のでこぼこは発生するわけなんですね。そのときにどういうふうに対応するのか。特に中食、外食のウエートが高くなればなるほど調整がきかない。外食の方、きょうお見えになってないのかもしれませんけれど、必ず一定の量を毎日幾らずつか届けろというのが御注文でございまして、私どものやっているのは、そういう皆様のオーダーをいただいて供給責任を果たしていくということになりますので、必ずといっていいほど１年に何回か瞬間的な供給不足の時期があるということですね。こういったものをこなすには、必ず安定的な海外からの補完的な供給者を常に持っておかないと、需給の谷間はこなせないというのが実態だと思うんですね。

その一番いい例が、平成何年でしたか忘れましたが、90 年中ごろに米の凶作があって、大慌てに慌てたわけですね。その直前まで、米は一粒たりとも入れないとおっしゃっていたんですけれど、入れざるを得なくなった。そうなると、そういうことを言っていたがために、何ともならない事態が発生したわけですね。どこに何があるのかわからないと、日本人の口に合うお米がどこに何トンあるのかもわからないと、こういうことで、皆さん大慌てで御苦労された時期があったわけですね。そうしますと、常日ごろからある程度のものにシェアを持たせるということも、トータルという意味での食の安全性だとか供給の安定には非常に大きな役割を果たすので、物によってまちまちだと思うんですけれど、ある程度海外のものをどういうふうに取り込むかというのを、このフードシステムの中に一つの視点として組み込んでいただきたいわけですね。

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

ほかに、皆さん御意見、御質問等ありましたら。

川田委員お願いします。

○川田臨時委員　毎回曲がったキュウリの話が出るんですけれども、今流通しているもの

がすべて正しいわけじゃもちろんないんですけれども、どうして今の形で流通になったかというと、それが商売になるからなんですね、末端で。曲がったキュウリはやっぱり売れないんですね。曲がったキュウリが欲しい方がいる、曲がったキュウリを出荷させると、まず、積載効率がすごく悪いんですね。機械でパックできない。包装ができない。そうすると、結局スーパーの方では最低でも３割のマークアップはしますから、流通コストを考えると、値段の差が１割ぐらいしかないんですね。ですから、畑で買われるのであれば、曲がったキュウリもいいんです。ただ、生産者が一円でも高く取りたいとすると、なるべく高いキュウリをつくると。ですから、曲がったキュウリがどうしても買いたいという方がいれば、その需要にはもちろんマッチングできるんですが、それをもとにフィードバックしても、なかなか商売としては成り立たない。生産者も、そういう話が出ますと、必ず曲がったキュウリを出したいという話になるんですけれども、結局それが大きなロスになってしまう。ですから、どうも情報の流れが、ある意味でマニアックな方がいて、その意見ばかりが通ってしまう。

ですから、さっきのトレーサビリティも我々言われているのは、ある大手のスーパーは、すべての商品のトレーサビリティを店頭で見たいと。ですから、全部コンピューターにインプットして見せてくれということで、産地にお願いしてやって、それについてはサービスしろと、流通でコストを負担しろということで、一銭も高く買ってくれなかったです。我々調査した結果、３時から４時の一番忙しい時間に見た人は１人なんですね。かつ、我々が求められた情報は、要は何月何日に最後の防虫スプレーをしました、その薬品の名前を書いたんですけど、それを知っている人はだれもいないんですね。

それが、今、ある大手スーパーの差別化戦略として出てきている。それは、結局また忘れられるんだろうと思うんですけど、それはやっぱり商売ベースで流れている。それを我々は悪いとも言えない。ただ、今言われているのは、そういったトレーサビリティをやりますというと、ソフト会社ですとかＩＣチップをつけるところがえらく大きなビジネスチャンスになると思って大きな声を出すものですから、今、業界の流れはそっちへ向いている。ですから、そこはやっぱり行政の力で指導、国の力で指導していかないと、本当に誤った方向に注意が向いてしまうという危険はあると思います。

○上原分科会長　先ほどもおっしゃっていたんですけど、知りたいときに知るという、そのシステムをきちっと整えてから、改めて包装・表示も考えていくと、そちらの方が多分妥当なんでしょうね。

ほかにいかがでしょうか、御意見、御質問等ありましたら。

もしありましたら、どうぞ柴田委員お願いします。

○柴田臨時委員　ちょっと先ほどの食品産業のクラスターの育成ということ、非常に重要なことだと思いますけれども、一たんクラスターが形成されれば、それが累積して循環的にまた広がっていくと。では、このメカニズムにいかに乗せるかというのは、やっぱり自然に任せておく、市場に任せておくと、やはり時間がかかるしあれだと思うんですよね。やはりここの部分は、政策的な後押しというのが必要かと思うんです。

それと、ずっと一連の話を伺って、やっぱりかなめの部分で、卸売市場の活性化みたいなものと、産業クラスターの核の部分と地方の食品の産地の連携をいかに強めていくかというような部分が重要だと思うんですけれども、そのための何かモデルケースみたいなもの。こういう地方の卸売市場は非常に活性化していますよという例とか、あるいは、じゃそれをさせるために、何か政策的な具体的なアイデアというのはお持ちなのかというところをお聞きしたいんですが。

○上原分科会長　その点いかがでしょうか、モデルケースについて。幾つか調査しているような気もしますけど。

○山下卸売市場室長　モデルケースということで、私の手元にある話で御説明させていただきますと、広島県のある地方卸売市場が地元のＪＡと共同いたしまして、地場の新鮮な農産物を大手量販店に供給しようということを構想いたしまして、生産者の皆さんをＪＡの力で組織化して、生産された新鮮な野菜を地方卸売市場に持っていって、速やかにスーパーの地場野菜の７コーナーに並べて販売すると、非常によく売れているというような話がございます。点としてはそういう形で努力されている地域がございまして、うまくいっているケースもあるというわけでございます。それがすぐに全国に通用するかどうかというのは、また別の話でございますが、そういったものを分析しながら、少しでもいい方向に持っていきたいというふうに考えております。

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

今までのことを全部含めまして、私はこういうことを言っておきたいということがありましたら、ぜひ出してください。

並木委員お願いします。

○並木臨時委員　先ほど川田委員の方からお話ありましたけれども、私もこれ、持論というかいつも思っているんですけれども、どうしても消費者、お客様が求めるから、生活者

が求めるから、こういう表示をして安全・安心を確保して私どもは販売しているんだという、各スーパーがどうしても商売の道具にしてしまうというようなところがあって、本来はこの安全･安心というのはそういう部分ではなくて､先ほどもお話ありましたけれども、公的に何とか一律でできないんだろうかというふうにいつも思っています。

一つの例は、私も食品の表示の共同会議に出ておりましたので何回も申し上げたんですけれども、例えばパックのお弁当とかを表示する場合に、中身が見えないぐらいに表示をするわけですよね。それを本当に皆さん欲しているんだろうかということを盛んに申し上げて、本来は、目で見てわかるものというのもあるわけですから、そこのものまですべて表示していくというようなところは、何となく行き過ぎじゃないのかということを盛んに申し上げてきたんです。皆さんも共通認識できょうお話しされたと思うんですけれども、この辺は何とか歯どめがかからないのかというふうに思っています。

先ほどのトレーサビリティの問題も、店頭で果たしてお客様は見られるんだろうかと。コードを打ち込んで、御自分のインターネットで見られるという方はいらっしゃると思いますけど、店頭で見ていらっしゃる方はほとんどいないんですね。ですから、それも、一つのあるスーパーとおっしゃったんですけれども、そういうことまで求めて、これを差別化というか商売の道具にされているというところはあると思うんです。これは自戒自省を含めて、何とか歯どめというか、本当に生活者が求められている情報だけを我々は発信できるようにならないのかなというふうにいつも思っています。それだけちょっと申し上げておきたいなと。

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

時間もそろそろ５時に近づいてまいりましたので、もし皆様方の方からなければ、事務局の方から、これからの分科会の予定等について御披露願いたいと思います。よろしくお願いします。

○今井流通課長　今後の総合食料分科会のスケジュールでございますけれども、中央卸売市場整備計画の中の別添１に書いてあります、取り組む再編措置がまだ検討中となっているところが７つ残ってございます。その再編対象市場が再編措置の内容を決定された段階で中央卸売市場整備計画の変更がまた必要となりますので、その際には、また本分科会にお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今後とも、総合食料局関係の各施策の進捗状況等に応じましてこのような御意見をお聞きする機会を設けてまいりたいと考えておりますので､よろしくお願いいたします。

それから、１点、追加訂正ということでございますが、安部委員、御出席の御連絡をちょうだいしておりましたけれども、結局、現時点でもまだお見えになっておられないということでございますので、御出席委員の方は 13 名ということでございますが、本分科会が有効に成立していることには変わりがないので、ここに訂正させていただきます。

○上原分科会長　どうもありがとうございます。

それでは、13 回の総合食料分科会はこれをもって閉会したいと思います。今日は、どうも皆さん御苦労さまでした。

閉　　会